

第7期第1回生涯学習センター運営協議会 議事録

〔日 時〕 2024年6月27日（木） 10:00～12:00

〔場 所〕 町田市生涯学習センター 7階ホール

〔出席者〕 委 員：古里 貴士、西澤 忠彦、井上 廣美、瓜生 ふみ子、寺田 康子、
西行 恵、櫻井 智仁、中尾 啓吾、黒木 智子、橋本 空
(以上 10名)

事務局：川瀬センター長、石井担当課長、岡田管理係長、佐藤事業係長、瀧澤担
当係長、小泉担当係長、内海担当係長（7名）

〔欠席者〕 清水 静香、福井 大海

〔傍聴者〕 1名

〔内 容〕 0 委員委嘱

1 はじめに

- (1) 生涯学習センター運営協議会について
- (2) 第7期委員のご紹介

2 議題

- (1) 正副会長の選出
- (2) 町田市生涯学習審議会委員の選出
- (3) 協議会の進め方について

3 報告事項

- (1) 生涯学習・社会教育について（古里委員）
- (2) 町田市生涯学習センターに関連する市の計画等について
- (3) 町田市生涯学習推進計画 2023 年度実績報告について

4 その他

- (1) 債権者登録のご案内

〔資 料〕 【1－1】 生涯学習センター運営協議会について

【1－2】 町田市生涯学習センター運営協議会設置要綱

【2】 第7期町田市生涯学習センター運営協議会委員名簿

【3】 第7期運営協議会の進め方について

【4－1】 生涯学習・社会教育について

【4－2】 町田市生涯学習センターに関連する市の計画等について

【4－3】 まちだ未来づくりビジョン（まちづくり基本目標）

【4－4】 まちだ未来づくりビジョン（政策4）

【4－5】 町田市教育プラン 24－28（概要版）

- 【４－６】町田市生涯学習センターあり方見直し方針（概要版）
- 【４－７】町田市生涯学習センター運営見直し実行計画
- 【５－１】町田市生涯学習推進計画 2019 - 2023 事業実績（2023 年度分）
報告
- 【５－２】「生涯学習推進計画」と「生涯学習センター運営見直し実行計画」に
おける 2023 年度の取組について

〔議事録〕

開会前に委員委嘱を実施。

1 第 1 回運営協議会開会

センター長による開会挨拶。

リモート参加者、欠席者の報告。

事務局より配布資料の確認。

2 はじめに（１）生涯学習センター運営協議会について

会長選出までセンター長が進行。

センター長：本日は委員改選後、第 1 回目なので情報共有を中心に行います。次第に沿ってまず、生涯学習センター運営協議会について説明します。資料 1－1 をご覧ください。町田市生涯学習センター運営協議会は、町田市生涯学習センターが実施する事業に関し協議するため設置されている協議会です。

詳細は、資料 1－2 の町田市生涯学習センター運営協議会設置要綱で定めており、生涯学習センターが実施する生涯学習及び社会教育に係る講座、講演会等の内容及び成果、今後の方向性や事業改善などについて協議していただきます。

第 7 期では、2021 年度に策定した「町田市生涯学習センターのあり方見直し方針」、2022 年度に策定した「町田市生涯学習センター運営見直し実行計画」に基づき策定する個別事業の実行計画について協議を行う予定です。

開催回数は年 6 回、委員構成は学識経験者、家庭教育支援活動の経験を有する方、学校教育の関係者、生涯学習又は社会教育活動の経験を有する方、市民公募委員の計 12 名で構成しています。任期は、2026 年 3 月 31 日までで、謝礼は会議 1 回の出席につき 10,000 円です。

開催場所は、主に生涯学習センターですが、2024 年 10 月から 2025 年 12 月までの 15 か月間、生涯学習センターの改修工事を予定しているため、工事期間中は市庁舎その他市施設で開催を予定しています。

会議は、原則として集合形式・リモート形式を併用して行います。リモート会議は Microsoft 社の「Teams」を使用します。

3 はじめに（２）第7期委員のご紹介

センター長：続いて、第7期委員の紹介です。今期の委員は資料2に記載のとおりです。

委員の方々に一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

C委員：皆さんこんにちは。選出区分は学識経験者ということですが、そんなに学識はありません。その分経験はあります。よろしくお願いします。

B委員：おはようございます。選出母体はCCCネットだと思いましたが、CCCネットも今年で24年目を迎え、後進に代表を引き継ぎました。現在は、事務局長として代表をフォローする立場です。他に相模原町田大学地域コンソーシアムの副代表も務めていますので、いろいろな形で皆さんに情報提供できるかと思っています。よろしくお願いします。

D委員：市内で行政書士事務所をしています。学びに関心があり、以前から生涯学習センターの講座に参加していました。その後、法律や保育に関する講座でお話する機会やプログラムを企画する機会があり、いろいろと勉強させてもらいました。今回、委員として参加する機会をいただいたので、頑張りたいと思っています。よろしくお願いします。

A委員：東海大学で社会教育主事養成を担当しています。養成の一環で、社会教育実習などで町田の生涯学習センターにも協力いただいております。障がい者青年学級などの講座に学生を参加させています。よろしくお願いします。

E委員：選出区分は「家庭教育支援活動の経験を有する者」です。12年前、初めて家庭教育支援学級に参加し、そこで出会ったお母さん達や友達のお母さん達と一緒に、市内で子育て情報誌「らぶふぁみ」という冊子を作成しています。お母さんたちの学べる機会の拡充という観点から参加したいと思っています。よろしくお願いします。

F委員：市民委員として選出されました。定年を前倒しして、大学のシニアカレッジで学びました。「学び直し」というのがシニアカレッジのテーマなのですが、学んでいくうちに「学び続け」なのではないかと思い、「生涯学習」をテーマに論文を書いています。現在は、「生涯学習」の起点は「学校教育」あると考えまして、早稲田大学の学生NPOが行っている放課後学習の手伝いや在日外国人のお子さんの高校受験のサポートなどを行っています。2年間、よろしくお願いします。

G委員：私も市民から公募した者として参加しています。私は市民大学HATSを3年間受講し、今月、「多摩丘陵の自然入門」の最終回を無事、終えたところです。私もちょっと早めにリタイアしているのですが、こういう経験をして、元々、教育に興味があったこともあり、町田市で何か力になればと応募したところ、選出されました。2年間、よろしくお願いします。

H委員：七国山小学校で統括ボランティアコーディネーターをしており、併せて副校長補佐として学校で勤務しています。毎年、この会議に地区統括ボランティアコーディネーターから選出されており、第7期は私が選出されました。私自身、生涯学習について、まだ、よくわかっていない状況で、今回、事業報告などを拝見して初めて事業内容を知り

ました。こうした活動がまだ、全市民に知れ渡っていないと感じるのと同時に、私たち学校ボランティアコーディネーターは学校と地域の人々を繋ぐという役割がありますので、地域の人材に関する情報を共有し、利用できるようになっていくといいと考えています。2年間、よろしくお願いします。

I 委員：私はしばらく前から、生涯学習センターまつりの企画運営委員を務めてきました。それから 2 つほどサークルに所属していきまして、サークルとして施設を利用しています。よろしくお願いします。

K 委員：町田市地域活動サポートオフィスで、市内の地域活動団体やNPOなどを支援する仕事をしています。私自身は、大学1年生から生涯学習センターの学生活動報告会「ガクマチEXPO」というイベントに参加していて、今は仕事として関わっています。活動団体の皆さんと関わる中で、やはり生涯学習センターを拠点として、活動の拠り所と考えている方も多いですし、私も利用者の一人でもあり、今期もがんばっていききたいと思っています。よろしくお願いします。

センター長：ありがとうございました。他に、本日欠席されておりますが、「生涯学習又は社会教育の活動の経験を有する者」として、「ネット for シニア」代表のJ委員、子どもセンターまあちOB会のL委員にも委員をお願いしています。

続きまして、事務局を務めます生涯学習センター職員を紹介いたします。

(事務局職員の自己紹介)

4 議題（１）正副会長の選出

センター長：続いて、議題（１）正副会長の選出に移ります。協議会設置要綱の規定により、委員の互選で選出していただきたいと思います。立候補または推薦される方はいらっしゃいますか。

いらっしゃらないようなので、事務局から提案させていただきたいと思います。

事務局：会長を今回4期目となるA委員をお願いしたいと考えております。また、副会長につきましては、今回3期目となるI委員をお願いしたいと考えております。

センター長：皆様いかがでしょうか。拍手を以て賛同いただきましたので、会長はA委員、副会長はI委員ということに決定させていただきます。会長が決定しましたので、進行を会長をお願いしたいと思います。

会 長：2年間12回の会議というとなんて回数があんなにも思えますが、限られた時間ですので、その中でいかに充実した議論ができるかが大事だと思っています。皆さんの意見を最大限引き出せるよう進行していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

5 議題（２）生涯学習審議会委員の選出

会 長：では、議題（２）生涯学習審議会委員の選出を行いたいと思います。事務局から説

明をお願いします。

事務局：生涯学習審議会とは、教育委員会の諮問に応じて生涯学習の振興をよび社会教育に関する基本方針の立案・施策および事業の評価について調査審議し答申を行う附属機関です。事務局は生涯学習総務課が行っており、今年度は年 3 回程度実施する予定です。町田市の生涯学習全般について議論する機関ですので、本会のほか図書館協議会や文学館運営協議会からも委員を選出しています。こちら、委員の互選で選出していたきたいと思います。

会 長：立候補または推薦される方がいらっしゃれば、お願いします。いらっしゃらないようですが、事務局から提案はありますか。

事務局：I 委員にお願いしたいと考えています。

会 長：事務局から I 委員が推薦されましたが、委員の皆さんはいかがでしょうか。拍手を以て承認されましたので、I 委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

6 議題（３）協議会の進め方について

会 長：次の議題に進みます。（３）協議会の進め方について、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料 3「第 7 期運営協議会の進め方について」をご覧ください。これまでの経緯から説明しますが、町田市では 2017 年度から 21 年度にかけて市の施設の事業内容や運営形態の見直しを進めていまして、生涯学習センターにおいても、町田市生涯学習審議会の答申を受け、施設のあり方について見直しを行っています。それで 2021 年度に「町田市生涯学習センターのあり方見直し方針」という方針を定めました。

翌 2022 年度には、この方針を具現化するための実行計画を作成しています。こちらは第 6 期生涯学習センター運営協議会の意見を伺いながら作成したものです。

2023 年度は、この実行計画に基づき、個別の事業について運営協議会で委員の皆様からご意見をいただきながら見直しを進めています。2023 年度は主に「障がい者青年学級」について意見を伺い、見直しの方向性を定めています。

2024 年度以降も見直し方針と実行計画に基づき、個々の事業の見直しを進めていきたいと考えています。特に 2024 年度については、「市民大学」を中心に委員の皆さんから意見を伺いたいと考えています。

また、あり方見直し方針及び実行計画では、効果的・効率的な施設管理運営についても謳われており、具体的には「民間活力の導入範囲の拡大」について検討を進める必要があります。生涯学習センターは老朽化した設備の改修のため、2024 年 10 月から 25 年の 12 月まで休館を予定しており、2026 年 1 月にリニューアル開館する予定です。この開館のタイミングで、部分的に民間活力の導入範囲の拡大をしていきたいと考えています。この導入範囲についても、今年度、委員の皆さんの意見を伺いたいと考えております。

それから今年度の日程についてですが、年 6 回の開催を資料 3 裏面のスケジュール案で開催したいと考えています。

「市民大学」と「民間活力の導入範囲の拡大」が主なテーマになりますが、うち「民間活力の導入範囲の拡大」については、今年度内の 1 月か 2 月にある程度の方向性を定めたいと考えています。「市民大学」については、規模の大きな事業ですし、議論の内容によっては 1 年で終わらないことも想定しています。こちらは進み方によっては 2025 年度の上半期位くらいまで時間を取り、議論いただきたいと考えています。

最後に、日程の具体的な日取りですが、事前アンケートの結果では、残念ながら委員の皆さん全員の都合がいいタイミングがありませんでしたので、比較的参加できる方の多い月曜午後と金曜午前の交互開催で進めたいと考えています。資料に①②の 2 案記載しておりますが、基本的に①で、参加できない方が偏るようでしたら、回次により②の日程に変更して開催したいと考えています。事務局からの説明は以上です。

会 長：事務局から説明と提案がありましたが、委員の皆さんからご意見、ご質問がありましたらお願いします。

B 委員：毎回の会議については、オンライン併用で開催してもらえると助かります。

事務局：第 7 期も集合形式とオンライン開催の併用開催を継続して行う予定です。

副会長：日程案についてですが、皆さんお忙しいので、いつ決まるのか気にされていると思います。①②案のどちらから決まるのはいつ頃になりますか。

事務局：今年度は下半期に工事が入り、他施設の会場を借用する必要もあるため、委員の皆さんから異論がなければ、なるべく早く決めたいと考えています。

会 長：この場で①案をベースに考えることで承認されれば、会議後に事務局で①案ベースで調整を行うということでしょうか。

事務局：①案ベースでよろしければ、本日、欠席されている方もいるので、事務局で調整を行います。

会 長：委員の皆さんから異論がなければ、①案ベースで事務局に調整してもらうことにしたい。

7 報告（1）生涯学習・社会教育について

会 長：それでは、議題としてはここまでで、これからは報告事項になります。冒頭でも話がありましたが、今日は情報の共有を中心に行うということですので、今後、議論を進めていくにあたって、予め確認しておきたいことを皆さんと共有したいと思います。

最初に報告（1）「生涯学習・社会教育について」ということで、私から概要についてお話をさせていただきます。資料 4-1 をご覧ください。

この後、生涯学習センターに関することや町田の生涯学習にかかる計画に関することなど町田という自治体に則した説明が事務局からありますので、私からはその背景になっている、この国全体の生涯学習・社会教育について、関連する法規、法律も含め、

少し紹介したいと思います。

まず、お伝えしたい一番のポイントなのですが、資料の最初に（１）として日本国憲法 26 条 1 項を紹介しています。日本国憲法には様々な条文がありますが、その中で「教育」について定めているのが 26 条で、1 項と 2 項の二つの条文があるのですが、2 項は義務教育に関する内容なので、1 項だけ紹介しています。

日本国憲法は国の最高法規で、そこで「すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と定めています。この憲法 26 条 1 項が、この国の教育に関するルールの中で最上位のルールということになります。この後、教育基本法や社会教育法などの個別の法律についても述べますが、こうした法律も含め、様々な教育に関する制度や社会教育・生涯学習に関する制度はこの憲法 26 条 1 項で定めている「すべての国民が教育を受ける権利を有する」ということを前提として作られ、運用されています。

資料のその下に、裁判の判決文から一部引用してきている文章があります。「憲法 9 条俳句不掲載損害賠償等請求事件」という難しい名前になっていますが、要するに公民館だよりも憲法 9 条のことを扱った俳句を掲載しようとしたら、公民館から拒否されてしまい、作者が裁判を起こしたという事件です。その裁判の中で、これは地裁の判決ですが、憲法 26 条で教育を受ける権利が定められており、その大前提として、憲法上、大人でも学習権、学ぶ権利が保障されるべきだと判決文に出ています。

教育を受ける権利というと、ちょっと受動的な、受け身的な印象がありますが、その大前提として、我々大人一人一人が学ぶ権利を持っており、そこをベースにして教育を受ける権利が構成されているということを、裁判の中で判決として認めたという地裁判決だったわけです。

繰り返しになりますが、あらゆる人が教育を受ける権利といいますが、その前提である学習権を持っていて、それが保障される必要があることが憲法において、国の最高法規で定められているということになります。

これをどう具体化していくのか、形にしていくのかとなった時に、このような生涯学習センターですとか、ここは公民館でもありますが、公民館といった形を取りながら学習権、教育を受ける権利を保障していくということになります。

今後、議論をしていく際に、そもそも生涯学習センターや公民館がなぜ作られ、税金で運営されているのか考えた時に、特に知っておいていただきたいことは、自治体で作った生涯学習センターや公民館は、その地域で暮らしている人のために作られているもので、そこで暮らしている人たち、あらゆる人たちと書いてあるので大人だけでなく子どももそうですし、男性女性も関係なく、裕福か貧しいかも関係なく、障がいがあるかないかも関係なく、全ての人たちが権利を持っていて、その権利を保障するためにこうした施設が設置され、運営されているということ。この点を前提として議論していただけだと思います。

もう少し下位法に行くと、教育基本法や社会教育法というのが定められています。時間の関係で、あまり詳しくはお話しできませんが、教育基本法 1 条では、教育の目的が定められており、「人格の完成」を教育の目的として定めています。また、教育基本法 3 条では「生涯学習の理念」を定めています、「人格の完成に必要な学習が生涯に渡って保障されるような社会の実現を目指す」ということを定めています。

次ページになりますが、教育基本法 12 条では「社会教育」について定めています。この中で、特に地方公共団体によって「社会教育」は奨励されなければならないとしており、「社会教育」を奨励するための方法として、公民館その他の社会教育の施設を設置するということが定められています。

町田市の場合は、具体的には生涯学習センター・まちだ中央公民館という施設を設置し、運営することで、社会教育・生涯学習を進行しているといえるかと思います。

また、社会教育法という社会教育に特化した法律が作られていまして、社会教育法の中でも、1 条で、「社会教育法は国や地方公共団体の任務を明らかにするために作っている」ということが説明されています。

なぜ、社会教育方法で、国や地方公共団体の任務を明らかにしなければならなくなったかという、資料でも紹介していますが、社会教育法は 1949 年に制定されていますが、その当時、文部省の社会教育課長だった寺中作雄という方がいて、社会教育法の解説も書いています。解説では、「社会教育の自由を守るために、社会教育法は作られた」ということが説明されています。

つまり、社会教育というのは「人々が自由に行う自己教育であり、相互教育だ」と寺中作雄は言っていて、基本的に社会教育の営みは、人々が自由に、自主的自発的に行うものであって、国や地方公共団体がそういった自由な学びを阻害したり、あるいは介入してこれをやらせる、やらせない、あるいは住民にこれを学ばせるといったことをできないようにしたわけですね。社会教育法という法律を作って、ルールを定めていく。人々の社会教育の自由がきちんと守られるようにすることを主旨として社会教育法は作られています。

次の「社会教育の定義」については、ちょっと飛ばします。次のページに進んで、社会教育法 3 条では、「国や地方公共団体の任務」が書かれています。社会教育の奨励に必要な施設の設置と運営を地方公共団体は行って、人々が自由に学ぶ環境を醸成しなければならないということが定められています。

その社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営の一つの形が公民館を作るということだったので、この公民館については、社会教育法という法律の中で、少しルールが決められています。特に社会教育法 20 条では「一定区域内の住民のために設置される」とか、21 条では「公民館は市町村が設置する」といったことが定められています。よくよく考えてみると、都道府県立の公民館はありません。行政が公民館を設置する場合は、必ず市町村が設置をすることになっています。これは資料にも少し記載しています

が、「公民館はこれを設置する地域内の住民が参加し、支持し、協力している条件の下に設置されなければならない」と考えられているためです。

公民館は、ある特定の一定区域内の住民のために作られているので、まちだ中央公民館も町田で暮らしている人たちのために作られている公民館であるわけです。そうした地域性もある程度加味しながら、そこで暮らしている人たちに根ざした活動を行うことが当然求められるわけです。なので、基本的には町田の住民に向けて作られている施設です。まあ、当たり前といえば、当たり前かもしれないですけど、地域のニーズに即した活動することが求められている施設なのです。その活動の前提として、地域住民の参加が前提となっていますので、都道府県といった広い単位では公民館を設置しないわけです。そこで暮らしている人たちに近い基礎自治体である市町村が設置をする。そこで暮らしている人たちの参加を前提にしながら、施設を運営していくという施設になっています。町田の生涯学習センターは、公民館としても設置されていますので、当然こうした主旨に則しながら運営し、活動していく必要があるかと思います。

社会教育法 22 条は事業について述べています。23 条の「公民館の運営方針」は、公民館もやってはいけないことがあって、23 条に定められています。この部分はちょっと時間がないので、詳しくはお話しません。

以上、すごく雑駁な説明でしたが、私からの情報提供とさせていただきたいと思います。繰り返しになりますが、あらゆる人が教育を受ける権利、学習権を持っていることを前提として設置され、運営されなければいけない施設だということを、皆さんと共有できればと思います。

皆さんから、質問や確認したいことなどあれば、伺いたいと思います。

F 委員：学習権についてですが、教育を受ける権利とも言われていますが、今、お話にあったように、あらゆる人達が対象であると考え、単に受ける権利ではなくて、それを知る権利が一番大事だと思います。

町田市民に開かれた生涯学習センターであれば、ただ設置すればいいとか、内容を充実すればいいとか、参加できるようになればいいということではなくて、まず知ってもらうこと、情報提供がすごく大切だと思います。それがまだまだ足りていないのか、探し出さないと、なかなかこういうものを行っていることが分からないというのが現状だと思います。

こうした状況だと、学習機会を受けられる人と受けられない人の差がすごく大きくなるでしょうし、知る権利といいますか、情報発信が非常に重要で、今の生涯学習、地域の活性化に必要ではないかと思います。

学習権を語る上で、学習情報を知る権利の比重は大きいのではないかと思います。

会 長：この生涯学習センターがやっていることとか、そもそも生涯学習センターがあることを、どう、市民の皆さんに伝えていくのか。施設の認知度だけの問題ではなく、要は、学びを求めている人たちに、その必要な情報をどう届け、共有していくかというこ

とだと思いますが、この点は、これまでもこの運営協議会でも繰り返し議論になっているテーマでもあり、結論の出ていない、ある意味、頭を悩ませている問題です。こうした課題があるということも委員の皆さんと共有したいと思いますが、今年度については、情報提供に特化した議題にはならないようですので、皆さんにも頭の片隅に入れておいていただいて、折を見て議論できればと思います。

C委員：社会教育について、分かりやすく説明いただき、ありがとうございます。町田市生涯学習センター運営協議会設置要綱の中で、第2条の役割に「生涯学習及び社会教育に係る」とありますが、「生涯学習」というのは、いったい何なのでしょう。「社会教育」については、今の説明でわかるのですが、設置要綱では、「生涯学習及び社会教育」とされていて、同じような表現が後ろにも出てきます。「生涯学習」については、どう理解したらよいのか知りたいと思います。

会長：これは、生涯学習センターとして、或いは町田市として生涯学習や社会教育をどう考えているのかということも関わってくることもかもしれません。

私からお答えすると、「社会教育」は、社会教育法で「組織的な教育活動」とされています。この組織的という言葉については、具体的な定義があるわけではないので、解釈の余地があります。どう理解するかで様々な理解の仕方が生じるのですが、基本的には「組織的であることを前提とした教育活動」を「社会教育」としています。

「生涯学習」と表現される場合、必ずしもその営みが組織的であることは問われていません。個人で完結できるような活動も含めて「生涯学習」と呼んでいます。

ただ、ここは生涯学習センターでもあり、公民館でもあります。一人一人が生涯にわたって、個人的に学習してくこともすごく大切なことなのですが、社会教育施設として考えると、生涯学習として一人でやれることもあれば、当然、集団で学びあうことも含んでいます。ですから、そうした組織的というか、みんなで学びあう活動をどう作っていくのかということも、当然、生涯学習センターの業務に含まれるわけなので、個別ばらばらに、個人に好きなプログラムを提供するだけでは終わりません。

また、「生涯学習」という言葉自体は、一人で行う独習のような学習形態も含んでいるということと併せて、「生涯学習」は学校教育も含んだ言葉ですので、いわゆるリカレント教育のような、一度学校を卒業して働き始めた人が、もう一度大学に戻って学びなおすようなことも含まれています。必ずしも「社会教育」だけに限定した言葉ではありません。

D委員：今、会長から憲法や法律について説明があり、この後、町田市の生涯学習センター条例を含めたお話になるかと思いますが、生涯学習センター条例の中で、憲法や法律を基にして、町田ではどうするかという目的が謳われていて、条例の中で市民大学事業を行うことも謳われています。

今のお話をベースに、生涯学習センターの現状と課題を確認し、主に市民大学事業について検討していくのだと理解しました。引き続き説明をお願いします。

会 長：では、質疑応答はいったんここまでとし、報告事項（２）「町田市生涯学習センターに関連する市の計画等について」に移ります。事務局の説明の後、報告事項（１）についての質疑もまだあれば、併せて伺いたいと思います。

8 報告（２）町田市生涯学習センターに関連する市の計画等について

事務局：資料４－２から４－７を使用します。今、会長からご説明のありました生涯学習・社会教育分野を所管するのが、教育委員会生涯学習部で、その中で、講座・講演会などの事業の実施について、中核として担っているのが生涯学習センターです。

市役所の業務は、まず市全体としての基本計画があり、その下に分野別の計画、施設毎の計画、各事業の計画といった形で、計画が階層状になっており、これら計画の枠の中で、個別の事業を実施していく形になっています。

生涯学習センターの場合、最上位に市の基本計画である「まちだ未来づくりビジョン 2040」、その下に教育委員会の全体計画である「町田市教育プラン」、その下に生涯学習部としての計画の「町田市生涯学習推進計画」があり、更にその下に施設の個別計画が存在します。

このうち、「町田市生涯学習推進計画」は、2024 年度から「町田市教育プラン」に統合されましたので、現在は、基本計画、教育プラン、個別計画という階層になっています。では、上位計画から順に、町田市では生涯学習・社会教育分野において、計画ではどういったことが求められているのか説明していきます。

まず、市の基本計画である「まちだ未来づくりビジョン 2040」ですが、町田市の全業務についての 2039 年までの長期計画です。全体的な計画では、資料４－３の「まちづくり基本目標」、こちらは市の基本計画をライフステージ別に一覧にしたものですが、生涯学習分野は中年期（45 歳～64 歳）の「4. いくつになっても自分の楽しみが見つかるまちになる」の４－１．「生涯にわたる学習のしやすいを支援する」という部分になります。具体的な内容は資料４－４の「政策４」に記載がありますが、人生 100 年時代において、セカンドキャリアを見据えた「学び」の提供ということで、中年期に位置付けられています。ただし、「いくつになっても」や「生涯にわたる」という記載があるように「生涯学習」は特定の世代のものではなく、また、様々な世代の課題に対応するためにも必要なものであるため、世代に捕らわれ過ぎずに事業を展開していく必要があります。中年期の方だけを対象にしているのではなく、今後、特に中年期の方への取り組みを重視していく必要あるという意味にご理解ください。

４－１．「生涯にわたる学習のしやすいを支援する」の内容としては、「①学びに出会う機会の充実」として身近な場所での事業実施やデジタル化など学習環境の整備について、「②学習成果をいかす機会の充実」として、地域課題解決のために必要な知識・技能の習得や、習得したスキルを地域で活かしていくための支援の必要性が謳われています。

基本計画を受けて、教育委員会として定めている計画が「町田市教育プラン 24-28」です。資料 4-5「町田市教育プラン 24-28 (概要版)」をご覧ください。こちらは 2024 年～2028 年までの 5 年間の中期計画となっています。

学校教育も含め、4 つの基本方針毎に全体で 42 の取組が設定されており、そのうち生涯学習センターに関連する取組としては、基本方針Ⅰ「未来を切り拓くために生きる力を育む」の 17 番「学びの入口の充実」、基本方針Ⅱ「一人ひとりの多様な学びを推進する」の 22 番「学びのセーフティネットの充実」、基本方針Ⅲ「将来にわたり学ぶことができる環境を整備する」の 31 番「生涯学習情報のデジタル化の推進と学習相談体制の整備」、先ほど、F 委員からご意見もありましたが、ただ講座を実施していればいいのではなく、講座を実施していることなどの生涯学習情報を伝達していくことが重要であるということです。それから、基本方針Ⅳ「地域とともに学ぶ力を高める」の 34 番「コミュニティ・スクールの推進」、36 番「学校施設活用の推進」、37 番「地域での学びの拡充」、40 番「学びのネットワークづくりの促進」が該当します。先ほどの基本目標にありました「学んだ成果を活かしていく」という点に加え、コミュニティ・スクールを推進していくにあたって、地域の協力が不可欠であるという認識から取組とされているものです。

教育プランは 5 年ごとに更新しており、現行の教育プランは 2024 年度から適用するため、2022 年度～2023 年度にかけて策定したものです。当時、生涯学習センターは「施設のあり方見直し」の検討を進めており、2021 年度に「町田市生涯学習センターのあり方見直し方針」、2022 年度に「町田市生涯学習センター運営見直し実行計画」を定めています。これら方針、実行計画の内容が、現行の教育プランに反映されているため、各取組の詳細については、方針及び実行計画の説明の際に、併せて説明します。

続いて、生涯学習推進計画ですが、昨年度までは、町田市教育プランの下に生涯学習部の部門計画である「町田市生涯学習推進計画」があり、教育プランと同期間の 5 年毎に更新していましたが、教育プランと重複する内容が多いことから、2024 年度から教育プランに統合されています。

2023 年度までは「生涯学習推進計画」で事業の進捗管理を行っていますので、後ほど、報告(3)「町田市生涯学習推進計画 2023 年度実績報告について」の際に説明します。

ここから生涯学習センター固有の計画です。資料 4-6「町田市生涯学習センターのあり方見直し方針 (概要版)」をご覧ください。この方針は、現行の基本計画の一つ前の基本計画における実行計画「町田市 5 ヶ年計画 17-21 (行政経営改革プラン)」において、施設の役割や事業内容を改めて見直すとともに、効率的・効果的な管理運営手法を検討し方向性を決定することを求められ、町田市生涯学習審議会への諮問・答申を経て、策定したものです。施設運営の見直しについては、生涯学習センターだけでなく、この時期に各施設で取り組んでいるものです。

生涯学習センターは、2012 年にまちだ中央公民館と市民大学H A T Sを統合して設置した施設ですが、その際、従来の「講座・イベント事業実施機能」と「施設貸出機能」だけでなく、「全体計画・立案機能」、「関係機関との総合調整機能」、「情報収集・発信機能」、「学習相談機能」も担う施設として位置づけられました。町田市には公民館が 1 館しかないため、市域全体を 1 館でカバーするためには、全体の計画や関係機関との調整、生涯学習情報の収集・発信、個別の「学び」に関する相談対応を重視していくべきとの意図でしたが、設置後 10 年経過してもこれら新たな機能が十分に果たせていない点は審議会答申でも指摘を受けています。

これらを踏まえ、生涯学習センターを「学びに出会う機会と学習成果をいかす機会を提供するための中核施設」と再定義し、「市民がいつでもどこでも学ぶための情報を得ることができる環境がある」、「多様な市民が、地域や時間の制約なく学んでいる」、「市民が学んだ知識を自身の生活に活かすことができている」という 3 つの目指す姿を定めています。

生涯学習分野の中核施設として、講座・講演会などの事業の実施や施設貸出についても引き続き実施していきませんが、これまでの「事業をどれだけ実施したか」、「何人が施設を利用したか」といった館単位の視点ではなく、市全域の市民がどれだけ学習機会を得ることができたか、学習成果を自身の生活や地域にどれだけ活かすことができたかといった市全体の視点に移行することを目指しています。

続いて、「町田市生涯学習センター運営見直し実行計画」です。2021 年度に定めた見直し方針の目指す姿を実現するために、具体的な事業や管理運営体制の見直し計画を定めたものが、この実行計画で 2022 年度に策定しています。

実行計画では、生涯学習センターの役割を「学びの裾野を広げる」、「誰もが学べる環境をつくる」、「学びを深め、活かす」、「学びのネットワークづくりを促進する」の 4 つに整理し、役割毎に取組を定めています。「学びの裾野を広げる」というのは、まだ、学びに触れていない方に学ぶ楽しさを知ってもらい、「学び」を広めていくという初心者向けの取組です。「誰もが学べる環境をつくる」というのは、一つは先ほど申し上げたセーフティネットの部分で障がいなどがあっても学び続けていける環境づくりの取組、もう一つは時間的制約や地理的制約で十分に学ぶことのできない方に向けた講座のアウトリーチやデジタル化の取組です。「学びを深め、活かす」というのは、最初に初心者向けの取組について話しましたが、学び始めた方が学び続けることで学びを深めていく、そうして得たスキルをご自身の生活や地域の課題解決に活かしていただくための取組です。「学びのネットワークづくりを促進する」というのは、こうした学びを提供していくにあたって、単館で考えるのではなく、関係機関と連携して補完していくといった取組です。

具体的な取組については、11 ページ以降に記載されており、2023 年度からこちらの「実行計画取組一覧」で進捗管理を行っています。昨年度の運営協議会では、取組 2 -

1「学びのセーフティネットの充実」の「①障がい者青年学級の再構築」について、ご意見を伺いながら、「町田市障がい者青年学級事業」の再構築の方向性について定めまてきたところです。

今期の運営協議会では、2024年度は、取組3－1「地域での学びの拡充」の「①市民大学の再構築」、取組5－1「運営手法の見直し」の「①業務委託範囲の拡大」について、皆さんから意見を伺っていきます。

市民大学は、「社会的な課題を解決するための学び」というのを、一つの大きな柱として実施してきた事業ですが、そうした役割の再認識ですとか、また、市民大学を運営するための重要な要素として、市民参加でプログラム作りを行うプログラム委員という制度があるのですが、このプログラム委員制度の見直しについて、それから、市民大学で学んだ成果を地域で活かしていただくための方策などについてご意見をいただき、事業の方向性を定めていきたいと考えています。

「運営手法の見直し」については、現在、学校の統廃合なども検討されていますが、市の施設は全て、効果的・効率的な運営を求められている状況で、生涯学習施設についても同様です。必要な部分には民間活力を導入することで施設の効果的・効率的な運営を目指していくというテーマがあります。

報告（2）「町田市生涯学習センターに関連する市の計画等について」事務局からの説明は以上です。

会 長：ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見があればお願いします。ないようでしたら、報告（3）「町田市生涯学習推進計画 2023 年度実績報告について」の説明に移りたいと思います。

9 報告（3）町田市生涯学習推進計画 2023 年度実績報告について

事務局：資料5－1、5－2をご覧ください。先ほど市の計画について説明した際、2023年度までは「生涯学習推進計画」で主要事業の進捗管理を行っていた旨、お話ししましたが、生涯学習センターでは2022年度に策定した実行計画でも2023年度から事業の進捗管理を行っており、2024年度からは教育プランと実行計画で進捗管理を行っていきます。2023年度は新旧2つの計画が並行しているため、資料5－1に生涯学習推進計画における生涯学習センターの主要事業の進捗についてまとめ、資料5－2に推進計画に記載のない実行計画の取組についてまとめています。

まず、生涯学習推進計画側から説明します。5ページをご覧ください。取組1－1「保護者向けの学習機会の充実」ですが、「まなびのひろば」の延参加者数については生涯学習センター運営見直し実行計画に基づく事業の見直しを行ったことから、目標を達成しませんでした。家庭教育講座の延参加者数については、概ね目標を達成しています。課題は地域での学びの機会を拡充するため、地域開催していく講座の選定を行っていく必要があるということです。

続いて、取組 1－2「家庭教育支援の担い手育成活動支援」ですが、担い手育成事業の修了者数累計については、概ね目標を達成しています。修了者が企画した学習事業数については目標を達成しました。課題は、担い手育成事業や修了者団体の支援の中で、地域での学びの機会を拡充につなげるよう誘導する必要があるということです。

8 ページをご覧ください。取組 2－1「学習情報の発信力の強化」です。指標として、スマートフォン版の生涯学習 NAVI の利用促進と新たな情報発信媒体の活用を挙げています。これらの指標はそれぞれ 2020 年度、2021 年度が達成年度となっており、過去の指標になっています。利用促進策については、スマートフォン版の NAVI を作成し電子ブックなどを発信している民間サイトへ電子書籍版の掲載を行っており、こちらは現在も継続しています。このため、新たな情報媒体の活用と併せ、指標としては達成済みとなっています。また、2023 年度は学習情報提供のデジタル化の準備として収集した生涯情報のデータベース化を始め、学習相談などで活用しました。

続いて 9 ページです。取組 2－2「生涯学習施設の利用促進」ですが、こちらは館の認知度の向上を目指した取組です。計画設定時からリーフレットやホームページ、SNS 等を活用した情報発信に取り組んでいますが、指標としては館相互の連携による PR 活動件数と SNS を利用した情報発信数を設定しています。PR 活動は生涯学習施設合計で 73 件、SNS の発信件数は 1,195 回実施し、計画以上に目標を達成しています。

続いて 10 ページの取組 3－1「地域課題解決に向けた学習支援」について説明します。こちらは、当初、地区協議会との連携数 5 地区を指標としていました。実際、2023 年度までに連携できたのは、鶴川地区と玉川学園・南大谷地区の 2 地区に留まっています。一方で、市民提案型事業において、地域団体とともに地域課題をテーマとした連続講座を実施するなど、地区協議会以外の団体との連携を進めることができています。本計画では連携先を地区協議会に限定していましたが、多様化する地域課題に対応するため、今後は地区協議会に限定せず様々な団体と連携・協働し事業を進めていきたいと考えています。

続いて、取組 4－1「市民提案型事業の推進」です。こちらは「講座づくりまちチャレ」という講座の実施回数を指目標としています。目標では 8 講座を実施予定で、2023 年度は 8 団体からの申し込みがありましたが、うち 1 講座については企画した団体側の都合により辞退となりましたため、最終的に実施できたのは 7 講座となっています。実施した講座の中では、地域の関係者の共助を推進する講座や、若者が企画に参画した若者世代向けの講座、保育付きの講座など新しい取り組みを行うことができました。市民提案型事業は、今後、生涯学習センターので休館期間も、市内の公共施設と会場として事業を継続していく予定です。

続いて 12 ページの取組 4－4「学習成果の発表機会の支援」です。こちらは市民団体や学生団体の日頃の成果の発表の場を提供するというもので、活動の指標は、生涯学習センターまつりの参加団体数と学生活動報告会ガクマチ EXPO の参加団体数を挙げ

ています。センターまつりについては、目標として 58 団体と掲げていましたが、新型コロナウイルスの影響で、団体活動の中止、休止があり、38 団体の参加に留まっています。実施にあたっては、同時期に開催する他施設のイベントと一体となったスタンプラリーを実施するなど集客の工夫を図りました。

学生活動報告会は目標 11 団体のところ、10 団体に参加いただき、概ね目標達成できたと評価しています。今後、施設は 1 年 3 ヶ月程度、改修工事のため休館となりますので、開催方法を見直し、学習成果の発表機会の支援の継続について検討していきます。

続いて 13 ページの取組 4－5「生涯学習ボランティアバンク事業の推進」です。生涯学習センターで学んだ成果を地域で生かしていただくために、地域で講師として指導ができる方を生涯学習ボランティアとして登録してる制度があり、その運用についての項目です。目標値は当初、2017 年に実績値として 16 件の利用がありましたので、5 年間かけて 30 件に増やすという目標を立てていたのですが、計画期間中に新型コロナウイルスの流行があり、一気に一桁まで利用件数が減ってしまいました。今年度も昨年度よりは増えていますが、7 件という結果でしたので、目標に達していないという評価をしています。2023 年度も記載しているような利用促進に向けた取組を行っていますが、今後も継続して取り組み、利用率の向上を図っていきたいと考えています。

続いて取組 4－6「障がい者の学習成果を発表する場の充実」です。こちらは実施を目標に取り組んできたものですが、計画通り 2021 年度に実施し、その後も継続しており、内容的にも充実したものとなったということで、計画以上に目標を達成したと評価しています。2023 年度は肢体不自由をテーマにした講座を実施したのですが、当事者以外の方にも参加いただき、アンケートでも肢体不自由について理解を深めることができたと答えていただいた方が多く、内容としては良いものになったと思っています。今後も、こうした機会を引き続き設けていきたいと考えています。

最後になりますが、15 ページの取組 5－1「支援が必要な人への学習会の提供」です。こちらは指標としては文化共生に関する学習事業数と社会的困難を抱えた人への学習事業数を挙げています。

多文化共生に関する学習事業については、目標数と同数の 3 事業を実施することができました。また、社会的混乱を抱えた人への学習事業については、これまでも継続している障がい者青年学級や学習支援事業「まなびテラス」の実施に加え、関係団体との連携で複数事業を実施することができたことから、計画以上に目標を達成することができたと評価しています。今後も、引き続き関係機関と連携した事業を行っていくとともに、継続している事業については、誰もが公平に学べる環境を整備するための再構築を行っていきます。

資料 5－1 の説明は以上ですが、この生涯学習推進計画は、この後各生涯学習施設でまとめ、最終的に町田市教育委員会に報告します。この関係で、表紙が 2024 年 8 月という未来日付になっておりますが、現時点では「案」であることを追加で申し添え

ます。

続いて資料5-2をご覧ください。これまではこの生涯学習推進計画に基づいて、主要事業の進捗管理を行ってきましたが、今後は生涯学習センター運営見直し実行計画で進捗管理を行っていきます。2023年度は2つの計画が重なっている期間のため、推進計画と実行計画を比較する資料を作成しています。

1 ページから2 ページにかけて表がありますが、左側に実行計画の各取組を記載し、右側に該当する推進計画の取組を記載しています。右側が棒線になっている項目は実行計画独自の取組です。この棒線部分について、実績を3 ページから記載していますので、概要を説明します。なお、全事業の詳細については、現在、事業実績報告集「まちだの学び」を作成していますので、次の運営協議会で配布いたします。

まず(1)入門講座から説明します。こちらは第6期運営協議会からいただいたご意見を踏まえ、2024年度実施講座について体系化を行いました。うち市民大学については、人間科学講座、人間関係学講座、歴史講座、健康学講座、自然講座について、役割1「学びに会おうきっかけづくりを行う講座」として位置づけました。これらについては、回数や定員などの見直しを行っています。また、新たな入門講座の枠組みとして、多くの市民の関心の高いテーマを、後述するアンケート結果などを踏まえて選定し、実施に向けた企画・検討を行っています。

続いて(2)若者・生産年齢層向け事業です。2023年8月に実施した生涯学習ニーズに関するアンケート結果から若者・生産年齢層の利用につながるテーマについて検討を行いました。2023年度はこの結果を基に、学生の企画による若者世代向け金融教育講座を実施しています。

(3)アウトリーチは地域に関わらず学べる機会を提供するもので、2023年度上半期は市民大学の健康学講座を堺市民センターで実施しました。下半期には、デジタルデバイス対策事業のなんでもスマホ教室を出張版として各市民センターで合計24回実施しました。また、市民提案型事業でも「さりげない見守り活動／見守りサポーター養成連続講座」を成瀬・成瀬台地区で実施しました。

(4)デジタルデバイス対策事業では、スマホ相談室を生涯学習センターで47回、出張版を各地域で24回実施し、合計557名の方に受講いただいています。

4 ページに移ります。(5)講座事業のデジタル化です。こちらは2023年度は準備期間として、講座のデジタル化に必要なツール類の情報収集を行いながら、2024年度にデジタル化する講座の選定を行いました。

(6)の学習相談では、相談を充実するため、コーディネーター制度を2023年度から運用し始めました。学習相談員を1名、窓口に配置して学びに関する問い合わせに対応したほか、センター内に学習相談対応チームを設置しまして、要望や調整が必要な相談について対応を行っています。2023年度にチームで対応した案件は21件あり、実施に至った事例としては、市民団体による映画上映会を行いたいといった相談や中

心市街地で車いす体験イベントを行いたいといった相談がありました。

(7) 市民大学事業です。(1) でも触れましたが講座の体系化を行い、福祉講座、環境講座については、人材育成につながる講座と位置づけ、市民活動を始めるきっかけになるようカリキュラムの見直しを進めました。

(8) リカレント・リスキル講座については、2023 年度に青山学院大学等近隣大学 8 校と相模原・町田教育連携プラットフォームを設立し、このプラットフォームでリカレント・リスキル講座の開催について調整を行っています。

(9) 修了団体支援についてですが、2023 年度は運営協議会で障がい者青年学級の見直し、再構築を進めてきましたが、学級に関連する修了生団体もあります。また、市民大学や家庭教育支援学級にも修了生が団体となっているところがあり、こうした団体を支援する際のルール策定について着手しました。

(10) の業務委託範囲の拡大については、当初の計画策定時に想定していなかった施設の改修工事が決まった関係で、拡大時期を工事休館明けの 2026 年 1 月に再設定しました。このため、今年度、運営協議会の皆さんの意見を伺いながら検討していく予定です。

(11) 全体計画立案機能の役割整理についてですが、先ほどお話ししました生涯学習推進計画、こちらを生涯学習センターで担当していたのですが、2024 年度から教育プランと一本化することになりました。これに伴い、教育プランの担当部署である生涯学習総務課と役割の整理を行いました。

(12) 施設名称の変更については、議論を行う前の調査を 2024 年度から開始する予定です。

(13) 施設利用の促進については、若者等の要望を受け、2023 年度に個人学習スペースの拡充と火曜日、木曜日夜間に視聴覚室を自習室として開放する取組を開始しました。併せて、保育室も土曜日、日曜日、祝日の日中、居場所として開放を実施しました。

また、施設を快適に利用できるよう、空調等の設備修繕の準備を行いました。これに伴い、2024 年 10 月から休館することになっています。

(14) 学校施設の利用については、2022 年 8 月に開放を開始した町田第一中学校は、2023 年度初めて通年で開放しましたが、利用率は 29.4%で従来校よりもかなり高めの利用率となりました。

それから、従来校のうち本町田小学校については、学校の統合準備のため、2023 年度をもって、解放を中止しました。

事務局からの説明は以上です。

会 長：今、説明のあった内容について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

C 委員：市の計画についての説明で、生涯学習センターが 1 館しかない前提で話があったと思うのですが、30 年くらい前から「公民館を増やす会」という団体があったり、他

の団体からも施設を増やしてほしいという要望がありました。施設の増設については、もうないと考えて計画が作られているのか、将来的には施設が複数になる可能性があるのか、どちらでしょう。

事務局：これまで今、お話のあったような要望をいただいておりますが、現状では、施設を増設する予定はありません。

F 委員：資料 4－3、4－4 の中では、中年期を対象としている記載があり、説明ではあまり世代に捕らわれずに実施していきたいとの話がありましたが、実際に受講している、或いは使用している方々の年齢層は、例えばシニア層や 40～64 歳など、世代毎の実態把握や数の分析などは行われているのでしょうか。

事務局：講座事業では受講者アンケートを取っていますが、その際、世代についても伺っています。市民大学などの講座は、仕事を務めあげて人生の次のステージに進んだ方の参加が多い傾向があります。市民大学は 30 年くらい前から実施している事業なのですが、実施当初は 50 代～60 代の参加が多かったようです。常にこの世代が参加してきたかというところではなく、新しい方が入ってくるよりもリピーター受講が多く、現在の受講者の中心は 70 代になっています。こうした状況もあり、もう少し下の世代も含め、幅広く参加してもらえよう事業にしていきたいと考えており、現在、事業の見直しを進めているところです。

会 長：他に質問、意見がなければここまでにしたいと思います。今回の報告は情報量も多かったのですが、今後、議論を進めていく際、その都度確認しながら進めていきたい。では、これで、第 1 回運営協議会を終了します。

(事務局による債権者登録説明)